

第 1 0 回
トラック輸送における取引環境・労働時間改善
岩手県協議会

日 時：平成 3 1 年 3 月 1 2 日（火曜日）
1 4：0 0～

場 所：岩手県トラック協会 2 階 中会議室

◎開 会

【事務局 木村】

それでは、お時間若干早いですが、皆さんおそろいになっておりますので、ただいまから第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会を開催させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、本日の進行を務めさせていただきます東北運輸局岩手運輸支局の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。

こちらの配付資料、上のほうから順番にご説明したいと思います。上から議事次第、その次に出席者の名簿、次に席次表をお配りしております。次に、資料1としまして、それぞれの資料に番号を振っているもの、振っていないものがありますので、上から順に追っていただければと思います。まず上から、資料1「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」、それとあわせて、そのガイドラインの事例集とホームページに掲載の資料をつけております。次に、横判になりまして、資料2「トラック運転者労働条件改善事業報告書（岩手県）」、日付けが平成31年3月分となっているものです。次に、資料3「平成29年度荷主実態調査報告書（岩手県）」、日付けがこちら平成30年3月となっているものであります。その次に、資料4ということで「貨物自動車運送事業における長時間労働防止及び荷役作業等による労働災害防止について（協力要請）」というワードのテキストファイル、2枚ものになっております。次に、資料5「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップ」、これは横判のポンチ絵1枚になっております。それと、右上に資料6と記載しています「『ホワイト物流』推進運動の進め方について（案）」。次に、資料は2枚になっておりますが、資料7の参考というもので「『ホワイト物流』推進運動の自主行動宣言（様式）」と「推奨項目リスト（案）」。次に、資料8としまして「平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会について（案）」というものです。それと、資料9といたしまして「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について」、ポンチ絵1枚。それと、資料10と11ということで、それぞれ冊子になっておりまして「荷主のための物流改善パンフレット」と「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック」。そして最後にチラシで、資料12「引越繁忙期対策チラシ」というものを添付しております。資料、過不足等はありませんでしょうか。

ないようなので、次に進めさせていただきます。

続きまして、本協議会の委員のご紹介をさせていただきます。説明に関しましては、お手元にあります委員名簿、出席者名簿、席次表のとおりとなっておりますが、本日については代理出席の方のみご紹介させていただきます。

まず、東北運輸局吉田委員の代理で奈良岡自動車交通部次長にご出席いただいております。

（「よろしくお願いいたします」の声あり）

続きまして、公益社団法人岩手県トラック協会高橋委員の代理で佐々木専務理事にご出席いただいております。（「佐々木です。よろしくお願いします」の声あり）

なお、本日、岩手県商工会議所連合会の佐藤委員、全国農業協同組合連合会岩手県本部高橋委員、日本通運株式会社盛岡支店別府委員におかれましては、業務の都合により欠席の報告をいただいております。

それでは、協議会の開催に当たりまして、東北運輸局自動車交通部次長奈良岡からご挨拶申し上げます。

【東北運輸局 奈良岡次長】

皆さん、どうもお疲れさまでございます。

東北運輸局自動車交通部の奈良岡でございます。

まず、第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最近のトラック業界を取り巻く環境は、ドライバー不足がますます深刻化する中で、トラックドライバーの有効求人倍率が3倍に達するなど、今後さらに少子高齢化が進むことを踏まえ、将来の担い手の確保というものが急務となっております。

このような事態を回避し、我が国の産業活動や国民生活に必要な貨物輸送を安定的かつ継続的に確保するためには、トラック運転者の労働生産性を低下させている非効率的な荷待ち時間の短縮でありますとか、パレット輸送等における手荷役等の削減、宅配便の再配達の削減など、労働生産性の向上が必要不可欠でございます。

このような中、昨年6月に働き方改革関連法が成立したところですが、自動車運送業についても政府一丸となって働き方改革に取り組むため、昨年5月には労働生産性の向上、多様な人

材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とする「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」が取りまとめられたところでございます。関係省庁とも連携しながら、これらの施策の実現等に向けて取り組んでいるところでございます。

さらに、ドライバー不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、昨年12月には、トラックドライバーの労働条件の改善などを目的として、議員立法により貨物自動車運送事業法が改正されたところです。荷主への働きかけの深度化、標準的な運賃の設定、規則の適正化といった改正の趣旨に沿ってしっかりと運用を行っていきたいと考えております。

また、後ほど事務局から説明しますが、働き方改革関連法案の成立を受け、トラックドライバーにも罰則付き時間外労働の規定が2024年から適用されることも踏まえ、本協議会も5年間取り組みを継続することとなると思います。罰則規定が猶予されている期間内に長時間労働を是正する環境を整備するため、「ホワイト物流」推進運動と、アドバンス事業など新たな施策に取り組むこととしておりますので、委員の皆様には引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、昨年11月にパイロット事業により得られたノウハウをまとめた長時間労働の改善ガイドラインの説明をさせていただきますが、このガイドラインには、荷主とトラック運送事業者の協力によって取引環境や長時間労働の改善を図るためのさまざまな取り組み事例が盛り込まれております。引き続き、多くの荷主やトラック運送事業者に事例を紹介し、横展開を図ってまいります。

本日は、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 木村】

それでは、これより議事に入りますが、これからの議事進行は座長であります宇佐美先生にお願いしたいと思います。それでは宇佐美先生、よろしくお願いいたします。

◎議 事

- (1) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

【宇佐美座長】

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の（１）荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについてということで、コンサルタント事業者であります株式会社野村総合研究所より説明をお願いいたします。

【野村総合研究所 早川】

〔野村総合研究所早川氏より資料１に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。

では、つなぎますね。

なかなか今回２年間のことをしっかりまとめていただいて、このようにガイドラインだったり事例集だったりという形で、すぐわかりやすく、こういう時はこうというのがあるのを整理していただいて、それはすごく参考になるなと思っています。

ただ、途中の説明にもありましたけれども、やっぱり今日相談だったり協議をして、どういう風なところが原因で、問題があって、どういう風に進めていったらいいか、また費用負担のことだったり、いろいろな施設整備だったりという時にどういう風に進めていくと良いのかというあたりのことは、何か見てわかるような、勉強するようなものっていうのはないのかなと。セミナーとかに出てこういうのを勉強するとかなのかなと。後ろに相談窓口を書いていたので、そういったところとの相談だったりかなのかなと。

このガイドラインをうまく活用するため、協議するための方法というところは、こういう風にすると良いかなというところ、何かあるかなと思って質問をいたしました。

【野村総合研究所 早川】

一つには、この表紙の裏側、初めのところ下から５行目なんですけれども、読ませていただきますと「平成29年７月より新たな荷主勧告制度の運用が始まるなど、トラックドライバーの労働時間の短縮は荷主のコンプライアンスにとっても重要なポイントとなっております」とあります。いわゆるトラック運送事業者さんだけの問題ではなく、荷主側にとっても実は一緒に

取り組むべき内容なんだということで、実はほかの県でも、改善のガイドラインの活用について、荷主団体の方々から「ぜひこれからこの内容を加盟の企業さんとの会合の中でご紹介させていただきます」というご発言をいただいております、ぜひ荷主さん側にまずこういったことがこれから必要になるんですということを、業界団体を通じて、まず個別企業に周知していただくというのが具体になるのかなと。

一方で、そのドライバーの方々、トラック運輸事業者の方々も、このガイドラインについては荷主と運輸事業者の協力によって進めるということをつくったものですので、まずそういった形で荷主さんの側に働きかけをしていただきながら、どうしても難しいという部分につきましては、やはり行政に相談いただきますとか、そういった感じで進めていくということですね。やっぱりなかなか最初の一步といいますか、初めのところは確かに相当ハードルが高いというのは、結構ステップ1が一番難しいというお話もありましたが、まさにそのとおりだとは思いますが、ただせっかくこういった取り組みを今官民連携しながら、荷主と運輸業者一体となってやっていくんだということをつくったものですから、この機会をぜひご活用いただければと思います。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。

一見岩手県内だと、荷主懇談会って結構成果を上げていると思うんですけれども、今年度の取り組みでこれを紹介して意見交換とかってというのはありましたか。

【高橋委員】

これですか。まだそこまでは。

【宇佐美座長】

そこでの活用がすごくよさそうだなと思って聞いていました。

【高橋委員】

いいですか。遅れてすみません。

やはりせっかくこういった事案の解決策とか改善策を提示していただいているんですけれども、現実的にやはりどうしても、法律的な、やはり行政が前面に出てもらわないと。

例えば、要するにタイトな時間で処理しなければいけないから10分でも20分でも改善しなければいけないという改善はわかるのですが、例えば首都圏の荷物、翌日には東北、関東もしくは同じように東北北でも同じような形で棚に並んでいるんですよ。この部分がやはり無理だということをさらに知ってもらったほうが。夜中、岩手県は荷物が入ったらどうしても夜の仕分け作業が増えるんですよね。当然その時間帯は人がいないと。そういう完全に人手不足の状況になっていますから、それが朝からD 1 じゃなくてD 2 とかっていう、東北北とかはそれでいいんですよっていうことを行政が動いてくれば、朝から仕分け作業をして、首都圏は翌日に棚に並んでいるけれども、岩手は2日後にしか並ばないと。それは法律的にやはりそれしかないんだよということがちゃんと認識されるようなルールづくりがあれば、我々も人手不足についても若干余裕がきくと思うんですよ。

あともう一つ、最近セブンイレブンの事例が出ていましたけれども、ああいうことは当然オーナーさんの状況でこういった形になっているんですが、逆に物流している立場からすると、ああいうセブンイレブンの時間帯を店舗のオープン時間って形で設定すると、多分物流もかなり変わってくると思います。そうすると、物流サイドでもあの時間帯のお店が閉店してくれるのであれば、配送にも余裕が出てくると、多分積載効率もアップしてくるとか、当然お客さんのニーズにはちょっとそぐわないかもしれませんが、そういうの我々の業界はあるといいなということとか。やはりどうしても行政が、やはり規制緩和という流れには逆らえないとしても何か動いてくればなという意見も、物流会社の立場からはあります。

あともう一つ、事例集20ページの「発荷主からの入出荷情報等の事前提供」ですけれども、これについて、うちでも物流会社の立場でその点を踏襲して、自分の会社のホームページに情報をいただくような形に仕組みはつくっていますけれども、それは荷主さんでもやはり相変わらずファクスで流すとかという形で、例えば10社のうち4社に協力してもらっても、6社が相変わらずファクスによる情報提供しかないとなると、結局せっかく設備投資したのが無駄にはならなくても、あまり貢献しないような状況があるんです。ですからその辺も、お客さんがそういう対応をしてくれた会社には何かお礼ではないですけども、何かほかに、お金の提供じゃおかしいんでしょうけれども、何かあればいいなという気はします。

【小野寺委員】

一関支部においても、この荷主懇談会というのをやってきたので、このデータというのはある程度は目に見えた形では出てきていたんですけども、特にその書面化というのになってき

たときに、荷待ち時間に対する、30分以上の荷待ち時間のときには記載しなさいよと、記入しなさいよということで、ずっと私も見てきたんですが、昨年あたりからどんどんその時間が延びてきているんですね。荷主のほうへ行ってお話をすると、要するに生産が間に合わない。要は、我々トラックドライバーの不足もあるんだけど、工場としての生産工程の中でやっぱり人手不足がそこに生じてきていると。そうすると、どうしても100出荷しなきゃならないのが、100をつくるためには、やっぱり時間内にやっていたものが、生産工場そのもの自体でも追いつかないということで、一番大事な試作、ある製造メーカーについては、試作品というのがあるんですね。その試作品というのが出てこないために、それが一番大事な、製品より大事な次の段階の部品の試作品ですから、それが出てこないためにもう30分が1時間というようにオーバーしてくるんですね。

だから、我々ドライバー不足に対しても、私たちもいろいろ改善したりしていく。ただ、荷主の人たちもいろいろ改善しているんですけども、その荷待ち時間、今このステップ3で荷待ち時間について私見ていたんですけども、これを荷主に言っても、相談してお互いにじゃあどうしますかということになると、以前はその試作品というのは新幹線を出していたんですね、人を1人もって。社員が新幹線に乗って、関東なら関東までその試作品を持って、おくれたものは出していたんですけども、やっぱりいろいろと物流費のそういう問題があって、これはやっぱり運送屋さんに頼んだ方がいいなということにある時期からなってきたために、どうしてもその生産工程については延びてきている、延長していると。短縮ではなくて延びてきているというのが、我々の会社の運送の中では発生してきています。

こういうのは、今会長が言うように、行政のほうでもいろいろ指導してもらいたいといっても、ここら辺についてが一番の問題じゃないかなと思うんですね。行政だって、どうしても人がいない、ただこの物は絶対に出さなきゃならないとなれば、結局は運送屋さんに「じゃあ30分、1時間待ってもらおう」というようなことが、どんどん発生してくるような感じがするんですね。改善するためには、「じゃあその物は別個にやってください」と言う以外にはないと思うんですね。ここが私も頭が痛いなと思っているところなんです。我々だけの問題じゃない、工場の生産性の問題、人の問題、こういうものも発生してきているんだなと感じております。

【宇佐美座長】

今のような問題は、定常的にもうそれだけの遅れが見込めるのであれば、結構対応はやりやすそうですけれども、そうでもないんですね。

【小野寺委員】

遅れますから、「いつもの時間よりじゃあ30分、1時間遅く入ってください」というのであればいいんだけど、そこがどうも改善されなくてね。いつもの時間どおりに「何時に入ってください」という。

【宇佐美座長】

そこですね。

【小野寺委員】

これは行政に言えて、行政が言ったって、何ともならないと思うんですよ。生産についてはね、ということが改善の問題だなと思うんです。

【宇佐美座長】

そうですね。だから、話し合いにつくとかそういうところで、荷主と運送会社に任せるのは結構難しいのではないかなと。そういうときに、今だとどこまで言うことができるんですかね。厚労省か、国交省かはわかりませんが。

【小野寺委員】

トヨタさんなんか入れば、出荷のときに「あしたもちっと遅れるな」というふうに運送業者に、いつものパターンと、また早ければ3時だったら「3時出荷ですよ」という出荷指示書を出していたんです、そうした場合に。「明日1時間遅れますよ」というときには、再度それを出すんですか。

【安西委員】

私どもは、もう扱っている荷物の99%が着荷主の立場なものですから、自分たちの工場の遅れで迷惑かけるとすると、完成車を運ぶ、そこは確かに工場が止まるとその配送のところがちょっと予定が狂ってしまうものですから、そこはもうあらかじめ、あらかじめというかトラブルが起きてからなんですけれども、計画を立ててお伝えして、対応をしていただけるかどうかで、幸いというかある程度工場の中に貯めておけるものですから、今日の分は何が何でも運

ばなければいけないんだっていうのを決めるのも私たちではないですし、輸送業者のほうで決めていただくという形です。

【宇佐美座長】

そういう意味では、それってどれぐらい余裕を持っていらっしゃるんですか。

【安西委員】

2時間分ぐらいは貯めておけますので、あとはその中で輸送業者さんというかが、出荷した製品自体はもう私どもの会社というかトヨタ自動車のものになりますので、ちょっとそこの連携で、あとはどう配送するかというところを都度対応していくというところなものですから。

【宇佐美座長】

本当にそうやってその時点その時点でお話し合いができるというのはすごくいいと思うんですけども、なかなか難しいのは法規のないところというところなんだろうと思いますね。

今までのところで何かコメントってございますか。よろしいですか、では。ちょっとなかなかすごい、今ぱつと言えないところですけども。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次の議題に移りたいと思います。

(2) トラック運転者労働条件改善事業報告書について

【宇佐美座長】

(2) のトラック運転者労働条件改善事業報告書についてということで、また事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局 吉川】

〔事務局より資料2に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「ご説明してもらったけどさっぱりわからない」の声あり)

やってきた内容をさらっといったということですね。

では、次に行きましょうか。

(3) 岩手県における荷主実態調査結果について

【宇佐美座長】

それでは、(3)の岩手県における荷主実態調査結果についてということで、またご説明をお願いいたします。

【事務局 吉川】

〔事務局より資料3に基づき説明〕

【事務局 宮崎】

〔事務局より資料4に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、質問、コメント等はございますでしょうか。

【高橋委員】

荷主関係団体代表者殿というこの案内というのは、どういうところに出すんですか。直接労働局から出すんですか。

【事務局 宮崎】

こちらは、現在考えておりますのが、2年前にも同じような形で関係団体様に要請文を送らせていただいていたんですけれども、そのときと同じ宛て先で考えていまして、荷主関係団体というのがあるわけではなくて、事業主団体の方と、あとは業種別の団体様のところに送らせ

ていただく予定で、2年前に要請したところと同じ程度になりますと、全部で140団体程度にお送りをすることになるかと思います。

【宇佐美座長】

そうすると、大体荷主に当たりそうなところにはみんな回りそうだと。

【事務局 宮崎】

そうですね。荷主になり得るかなというところについては、その団体を通じて要請をさせていただくということになるかと思います。

【宇佐美座長】

会長、続き、何かありましたら。

【高橋委員】

じゃあその140ぐらいの数の、そのさらに下まで、ちゃんとそういうことが行き渡るようなところまでチェックできるものなんですか。

【事務局 宮崎】

すみません。チェックのところは、その団体の取り仕切っている方に下の方まで行き渡らせてくださいというところのお願いはいたしますが、実際にやっていただいたかどうかのチェックというところまでは、考えているわけではございません。

【宇佐美座長】

全部確認したら大変そうですね。

【高橋委員】

確かにね、大変。

【宇佐美座長】

大変だけど、大事なところではありますよね。

【高橋委員】

我々の業界で、年末にも年末パトロールとか、そういう年2回のパトロールを業界の中でやっているんですよ。全部の会員を一応支部ごとにまとまってパトロールするんですけども、そうすると論点になるのは、意外と大手の路線会社とかそういう会社が、協会の会員であるけれども本社からそういった指示がないとかで、そういった形がよく見受けられて、車5台、10台しかないようなところが一生懸命これ準備しないとねという形でやるんですけども、意外と大手の部分というのが、本社から指示されないとかそういうのが結構あって、末端まで全部の会員まで行き渡っているはずなだけけれども、大手では意外とないというのがあるので、行き渡るような何か工夫をもう少し。

【事務局 宮崎】

そうですね。全てをチェックということではないんですけども、要請文を出して当然それで終わりではなくて、労働局のほうでの取り組みで事業主の方を集めた集団の説明会ですとか、そういった場面って年中いろいろやっている部分がありますので、運送業については今回ガイドラインにまとめられた部分もありまして、そういった場合で周知というのも引き続き行って、皆様にその内容が行き渡るように努力はしていきたいと思っております。

【高橋委員】

よろしく願いいたします。

【宇佐美座長】

荷主懇談会ってどんなふうに呼びかけておりましたか。

【高橋委員】

やはり労働改善基準告示とか、ハンドル時間とかということがやはり主で、監督署さんのほうからそういったのがあるんですけども、特に最近多いのが有給休暇の消化とか、そういったのが多いですね。

【宇佐美座長】

荷主懇談会を呼びかけるようなところでも、ちょっと直接、配付するルートの的には変かもしれないですけども、こういうのがあることを知ってる？とか、そういうのもあるのかなと。一関だったら一関でという。そうやって広まるような、いろんなところで協力し合ってやっていけるといいなと思います。

【高橋委員】

2年前の荷主懇談会、二戸で開催した際に、十文字さんとか、ブローラー産業が活発なところの荷主さんを対象にした勉強会をやったんですよね。そのときに副市長さんもいらしてそういった挨拶があって、荷主さん何社か、やはり大きな市場なわけですよね、運送会社の立場からすると。運送会社も大変だけれども、荷主さんもやはりこのまま放っておくと大変な状況になりますよという話で、非常にいい話になって、じゃあこれを契機にコミュニケーションをとる場を昼の時間でもいいから、運送会社と荷主さんのブローラー産業の会社の人たちと定期的に持ちましょうという話があったんですが、その後何か具体的にあったんですか。盛り上がったでしょう。

【十文字委員】

各社やっぱり運送会社さん同士でやっているといいますか一緒にやっていますので、ですから手前どもとしては手前どもの配送してもらっている運送会社さんといろいろやらせてもらっています。ですから、定期的には話は持たせてもらっていますし、春と秋には仕分けもしてもらっています。何かあると連絡をさせてもらっています。ちょっと2つほど分かりますので、成鳥のほうと製品のほうに2つに分かれてやっていたもので、その辺はいろいろやらせてもらっているかもしれないです。

【宇佐美座長】

定期的に打ち合わせをされているということで、いいですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ちなみに参考にというところで別紙2の話をされましたけれども、全産業に占める割合でも結構、そうでもないか、1割、一番右端の平成30年1月の1割ってあるんですけども、ほかの産業でどこかと比べてみたときに、この1割というのはどれぐらいの数値になるのでしょうか。

【事務局 宮崎】

ちょっと手元に資料がないので正確なことは言えないんですけども、業種として1番というわけではなく、やはり建設業とかすごく多い業種というのもございますが、ただやっぱり1割占めているというのは、（「大きいですか」の声あり）大きいというふうに考えておりますので、労働災害防止に向けた重点施策を今いろいろやっているんですけども、その中でも貨物運送業というのは重点の対象であるというふうに位置づけて取り組んでいるところです。

【宇佐美座長】

なのでこういう荷主実態調査の結果とともにお見せして。

【事務局 宮崎】

そうですね、あわせてお願いしたいと思います。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。

よろしければ、次にまいりたいと思います。

（４）来年度の取組について

【宇佐美座長】

それでは、（４）来年度の取組についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 吉川・廣井】

〔事務局より資料５、６、７に基づき説明〕

【宇佐美座長】

よろしいですか。ありがとうございました。

ただいま来年度の取り組みについてご説明がありましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。（「アドバンスの説明してなかったです、すみません」の声あり）

はい、お願いします。

【事務局 吉川】

〔事務局より資料 8、9 に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございました。

ということでしたけれども、質問等ございますでしょうか。

【高橋委員】

この「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（案）リストを見ると、荷主さんを対象にしたようなものなんですけれども、これは荷主さんを「ホワイト物流」ということでチェックというか評価する制度なんですか。

【事務局 廣井】

その推奨項目リストというのは、その前についております自主行動宣言の下の欄のところに、それぞれ分類番号というのが、No. 1 で A ①ということで「物流の改善提案と協力」となっているんですけれども、その項目がこちらの縦になっていまして、自主的に自己評価をしていただくといえますか、この例でいきますと「物流の改善提案と協力」ということで、取り組み内容がこういう形で、関係者はこういう形でやっていきますよということで宣言していただくという形になっておりまして、役所側からの評価といえますか、そういうことではないです。

【高橋委員】

最初、物流会社が「ホワイト物流」ということで、うちの会社がもう全然評価だめですよって評価されるものかなと思って。

【事務局 廣井】

そういうことではないんです。例えば、このリストに書かれているものを全部やれば100点ですよ、実際にやって書いてみたら80点しかとれませんよとか、そういうものではなくて、評価ではなくて、あくまで自主的に「私の会社は、我々はこういう形で取り組んでいきます」と

いうのをPRする場といいますか、アピールする場ということでやっておりますので、特に点数づけであるとかは、今のところはしない予定です。

フォローアップにつきましても、この自主行動宣言をまずしてから、例えば1年後、2年後にじゃあ取り組みはどうだったんだという話になるかと思うんですけども、まずは自主行動宣言を出していただく、うちの会社はこういうことをやっていますということを広くPRする場を設けたいと考えておりますので、そのフォローアップにつきましても、現段階では直ちに取り組む、すぐ1年後にやるとか、2年後にやるというふうには考えておりません。まずは皆さんに手を挙げていただいて、幅広く知っていただくという場を提供するというふうに考えていますので、得点づけも特にしないことで今考えております。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

ちなみに、資料9の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律で、欠格期間の延長等っていうところで、よく旅客でも見られたことですけども、処分逃れたための自主廃業を行った者の参入制限とか、密接関係者が許可の取消処分を受けたとか、こういうのが新たに参入してくるときに、どうやって違う人を立てたとかそういうところで実効力として把握できるのかというのは、何かお持ちですか。

【事務局 吉川】

その部分につきましては、新たに申請いただいたときにその役員の名簿を見て「あれ、この方そういえばこの間廃業した役員じゃなかったかな」というところを審査して見つけていくしかないのかなという。

【宇佐美座長】

この辺、だから旅客でも結構苦勞されているんじゃないかなと。

【事務局 吉川】

そうですね。大体そういう何か悪いことをした事業者の代表者というのは、名前が自然と担当しているとインプットされますので、その知識を使いながらという形で、その役員名簿なり

をやっぱりしっかりチェックして、そういう問題がないかというところをやっていつているところでございます。

【宇佐美座長】

ここは本当にしっかりお願いしたいところだなと。

ほかにいかがでしょうか。

(5) その他

【宇佐美座長】

よろしければ、最後(5)のその他というところですけども、その他何かございますでしょうか。お願いします。

【事務局 吉川】

時間も押しておりますので。

皆様のところにチラシを1枚入れております。引っ越しの「分散引越にご協力をお願いします」というパンフレットを配付しているところでございます。特に繁忙期、もうカレンダー上では真っ赤になっていますが、3月23日から4月の第1週を避けた早目の引っ越し予約を呼びかけているところでございます。

「引っ越し難民」という言葉、去年あたりからかなりニュースなどでも取り上げられており、今年についても人手不足や車両不足により引っ越し予約が厳しい状況となっておりますので、改めまして皆様からのご理解とご協力のほうをお願いしたいということで、チラシを配付いたしました。

よろしく願いいたします。

【宇佐美座長】

このあたりはいつも思うんですけども、いろんなところの人事異動をもっと早くということですね。あと、うちの学生たちの赴任先なんかもやっとわかってきたところで、本当にこれから引っ越しという子たちが結構、なかなか難しいそうですけれども。

ありがとうございます。

ということで、ほかによろしいでしょうか。

それでは、議事は全て終了いたしましたので、進行をお返ししたいと思います。いつもながらご協力いただきありがとうございました。

◎閉 会

【事務局 木村】

宇佐美先生、ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、岩手労働局永田局長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【岩手労働局 永田局長】

岩手労働局の永田でございます。

本日は、お忙しい中、第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会にご出席いただくとともに、活発なご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。事務局よりご挨拶をいたします。

本日は事務局から、全国で実施したパイロット事業の成果として取りまとめられたガイドラインや、昨年度実施した荷主実態調査結果の報告がございました。ガイドラインにつきまして、関係機関の皆様のご協力をいただきながら周知を図り、荷主・トラック運送業者双方の積極的な取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを目指してまいります。また、荷主実態調査については、運送契約における附帯業務の書面化推進や荷待ち時間の短縮等への取り組みの推進が進んでいるのが明らかとなりました。この結果を踏まえ、荷主企業に対して、ガイドラインを参考に必要な業務内容の見直し等に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

さて、働き方改革関連法において、時間外労働の上限規制が掲げられましたが、自動車の運転業務につきましては、冒頭の奈良岡様のご挨拶にもありましたとおり、5年間の猶予がございまして、2024年の4月から時間外労働については年960時間までという規定が適用されることになってございます。この5年後の適用に向けて、長時間労働の改善は喫緊の課題と考えます。私どもも運輸支局様と協力させていただきながら、取引環境の改善や長時間労働の改善及びその定着に向けて、少しでも前進していけるよう努力をしておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局 木村】

長時間にわたるご議論の中で、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

これにて本日の協議会は終了させていただきます。

なお、協議会委員の皆様におかれましては、委員の就任時に、委員の期間を平成30年度までとお伝えをしたところではあるんですけども、ロードマップでご案内しましたとおり、平成31年度以降も引き続き協議会を実施させていただきますので、委員の今後の就任であったり、あとは今度の開催通知についても改めてこの後ご案内さしあげたいと思います。

それでは、本日につきましては終了させていただきます。

ありがとうございました。